

議案第 3 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第16項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表第19項、第20項、第29項、第36項、第41項及び第52項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第5中

「

(4) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件につき 530,000円
---------------------------------------	----------------

」

を

「

(4) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件につき 570,000円
---------------------------------------	----------------

」

に、

「

(5) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((6)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((6)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 830,000円
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,010,000円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,120,000円
エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,420,000円
オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,660,000円
カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,880,000円

」

ル以上 300,000 キロリットル未満のもの	
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 5,100,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 6,290,000 円

を  
「

(5) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((6)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((6)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 880,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,070,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,200,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,520,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,780,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 4,070,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 5,340,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 6,490,000 円

に、  
「

(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
-------------------------------------	--

ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,130,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,340,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,500,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,830,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	2,140,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	4,350,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	5,570,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき	6,770,000 円

を  
「

(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,180,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,410,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,580,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,940,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	2,260,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	4,550,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	5,820,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき	7,070,000 円

に、

「

(7) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 5,750,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 7,250,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 10,700,000 円

を

「

(7) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 5,930,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 7,470,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 10,900,000 円

に、

「

(3) 基礎・地盤検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 410,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 540,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 700,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 920,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,040,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,600,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,820,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 2,030,000 円

を

(3) 基礎・地盤検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 420,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 560,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 730,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 960,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,090,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,660,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,900,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 2,120,000 円

ル以上の特定屋外タンク貯蔵所

に、  
「

(4) 溶接部検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 490,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 630,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 990,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,310,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,720,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 3,320,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,060,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,650,000 円

を  
「

(4) 溶接部検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 530,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 680,000 円

蔵所	
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,030,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,410,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,780,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 3,430,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,190,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,800,000 円

に、  
「

(5) 岩盤タンク検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 9,100,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 12,400,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 17,000,000 円

を  
「

(5) 岩盤タンク検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 9,320,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 12,600,000 円

蔵所	
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 17,300,000 円

に、  
「

(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 310,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 430,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 720,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 960,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,210,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 2,950,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 3,620,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 4,170,000 円

を  
「

(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 320,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 460,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 750,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル	1 件につき 1,020,000 円

以上 100,000 キロリットル未満のもの	
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,300,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 3,150,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 3,870,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 4,460,000 円

に、  
「

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 2,660,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 3,190,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 4,790,000 円

を  
「

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 2,690,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 3,230,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件につき 4,830,000 円

に改める。

別表第 6 中

16 その他の証明	1 件につき 350 円
-----------	--------------

を

16 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 20,000円(同一の事業所において指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営のため、本項に掲げる各事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。)
17 介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 20,000円
18 その他の証明	1件につき 350円

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 本表16の項手数料の額の欄中「指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営」とは、次の表の左欄に掲げる指定地域密着型サービス及び当該指定地域密着型サービスに対応する同表の右欄に掲げる指定地域密着型介護予防サービスを行う事業を一体的に運営することをいう。

別表第6に次の表を加える。

指定地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービス
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 3 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

介護保険法、建築基準法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。